

平成 29 年 6 月 14 日
総務局危機管理課
電話 245-5136
内線 2503

千葉市政担当記者 様

千葉市と公益社団法人日本技術士会千葉県支部との「災害時における応急対策及び災害復興の協力に関する協定」の締結について

本市は、災害時に備え、公益社団法人日本技術士会千葉支部との間に「災害時における応急対策及び災害復興の協力に関する協定」を締結しますので、お知らせします。

1 趣 旨

地震、風水害等その他の災害が発生した場合において、道路や下水道等の公共施設の応急対策及び災害復興等に係る業務を実施し、被災施設の早期復興と被害の拡大防止に資することを目的として、協定を締結する。

2 主な内容

災害が発生した場合において、公共施設に被害が発生したときの当該公共施設の災害応急等支援に適用するものとする。

- ・道路、下水道等の公共施設の被災状況調査の支援
- ・被害状況のとりまとめに関する技術的支援
- ・復興計画等策定における技術的な助言 など

3 協定締結式

- (1) 日 時 平成 29 年 6 月 19 日 (月) 14:00 から
- (2) 会 場 千葉中央コミュニティセンター 8 階 若潮
- (3) 出席者 公益社団法人 日本技術士会千葉県支部：支部長 松井 隆 氏ほか
千葉市：総務局長、危機管理監

4 その他

公益社団法人 日本技術士会千葉県支部としては初めての協定締結となる。